

証券コード 1718
2026年3月6日

株 主 各 位

兵庫県姫路市北条951番地1
美樹工業株式会社
代表取締役社長岡田尚一郎

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「第64期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。



【当社ウェブサイト】 <https://www.mikikogyo.co.jp>

（上記のウェブサイトにアクセスのうえ、「投資家の方へ」「IR情報」「株主総会」を順に選択して、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/1718/teiiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「美樹工業」又は「コード」に当社証券コード「1718」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従い、2026年3月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

記

1. 日 時 2026年3月26日（木曜日）午前10時

2. 場 所 兵庫県姫路市南駅前町100番
ホテル日航姫路 3階 光琳の間

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第64期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第64期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

4. 招集にあたっての決定事項

1. 議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
2. インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項を修正する必要がある場合は、前記のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしますが、当該書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・連結注記表
- ・個別注記表

|                                                               |
|---------------------------------------------------------------|
| 株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配付はございません。<br>何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。 |
|---------------------------------------------------------------|



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に  
ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年3月26日（木曜日）  
午前10時



インターネットで議決権を  
行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月25日（水曜日）  
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を  
行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年3月25日（水曜日）  
午後5時30分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <h2 style="text-align: center;">議決権行使書</h2> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">             ○○○○○○○○<br/>             株主総会日           </div> <div style="text-align: center;">             御中<br/>             議決権の数<br/>             _____<br/>             XX 株           </div> </div> <div style="margin-top: 20px;">             ××××年××月××日           </div> <div style="margin-top: 40px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> </table> </div> |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 45%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; height: 20px;"></td><td style="width: 50%; height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td style="height: 20px;"></td></tr> </table> </div> <div style="width: 50%;"> <div style="margin-bottom: 10px;">             基準日現在のご所有株式数<br/>             _____<br/>             XX 株           </div> <div>             議決権の数<br/>             _____<br/>             XX 株           </div> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;">             1. _____<br/>             2. _____<br/>             _____<br/>             _____<br/>             _____<br/>             _____           </div> <div style="margin-top: 40px; text-align: right;"> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: flex-end;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">             ログインID<br/>             XXXX-XXXX-XXXX-XXX<br/>             見本<br/>             〇〇〇〇〇〇           </div> <div style="text-align: right;">             ログイン用QRコード<br/> </div> </div> </div> |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |

※議決権行使書用紙はイメージです。

▶こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・4号議案

- 賛成の場合      >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合      >> 「否」の欄に○印

## 第3号議案

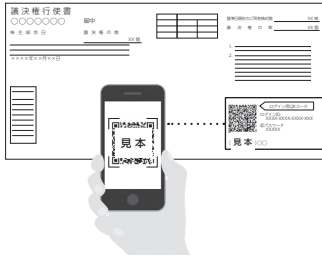
- 全員賛成の場合     ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合     ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に  
反対する場合     ≫ 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

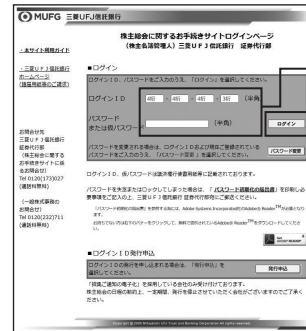


## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

# 事業報告

( 2025年 1 月 1 日から  
2025年12月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調が続いております。一方で、各国の通商政策等の影響や金融資本市場の変動等、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

建設業界におきましては、公共事業の底堅い推移や企業の設備投資に持ち直しの動きが見られたことから、堅調に推移しておりますが、慢性的な労働者不足や資材価格、労務費の高騰等に伴う建設コストの上昇は続いており、引き続き注視が必要な状況が続いております。

当社グループの業績につきましては、建設事業において、手持ちの大型物件工事が順調に進捗したこと等により完成工事高が増加したことや、前連結会計年度にM&Aにより子会社化した株式会社ヒョウ工務店が通期に亘って業績に寄与したこと等から、連結売上高は前年同期比32.5%増の36,151百万円となりました。

利益につきましては、住宅事業において、戸建及び共同住宅の売上棟数の増加による影響や、建設事業において、追加工事の請負により採算が拡大したこと等から、連結営業利益は前年同期比127.7%増の2,583百万円、連結経常利益は前年同期比121.7%増の2,560百万円、税金等調整前当期純利益は前年同期比125.0%増の2,598百万円となり、法人税等合計858百万円、非支配株主に帰属する当期純利益167百万円を加減した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比138.8%増の1,571百万円となりました。

招集  
ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

事業別の売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| セグメント | 第 63 期<br>2024年 1 月 1 日から<br>2024年12月31日まで |        | 第 64 期<br>2025年 1 月 1 日から<br>2025年12月31日まで |        | 前年同期比 |
|-------|--------------------------------------------|--------|--------------------------------------------|--------|-------|
|       | 売上高                                        | 構成比    | 売上高                                        | 構成比    |       |
| 建設    | 15,293                                     | 56.0%  | 22,572                                     | 62.4%  | 47.6% |
| 住宅    | 11,755                                     | 43.1%  | 13,330                                     | 36.9%  | 13.4% |
| その他   | 243                                        | 0.9%   | 249                                        | 0.7%   | 2.3%  |
| 合計    | 27,292                                     | 100.0% | 36,151                                     | 100.0% | 32.5% |

#### <建設事業>

建設事業セグメントに関しましては、当社において、前連結会計年度に着工の遅れていた大型物件工事が順調に進捗したことや 1 棟売を目的とした収益マンションの売却による売上高の増加、前連結会計年度にM&Aにより子会社化した株式会社ヒョウ工務店が通期に亘って業績に寄与したこと等から、売上高は前年同期比47.6%増の22,572百万円、利益につきましては、売上高が増加したことに加え、土木工事や設備工事において、追加工事の請負により採算が拡大したこと等から、営業利益は前年同期比139.3%増の1,963百万円となりました。

#### <住宅事業>

住宅事業セグメントに関しましては、連結子会社であるセキスイハイム山陽株式会社において、好立地の自社造成区画が奏功し、新築売上棟数が増加影響等から、売上高は前年同期比13.4%増の13,330百万円となりました。利益につきましては、売上高の増加に加え、リフォーム工事の受注が順調に推移したこと等により利益率が伸長したこと等から、営業利益は前年同期比93.1%増の599百万円となりました。

### ＜その他事業＞

その他事業セグメントに関しましては、売上高は前年同期比2.3%増の249百万円となりました。利益につきましては、物価高の影響に伴い売上原価が増加したこと等から、営業利益は前年同期比23.1%減の10百万円となりました。

主な完成工事は次のとおりであります。

| (発注者)              | (工事名称)              |
|--------------------|---------------------|
| 近畿地方整備局            | 相生有年道路有年原西地区擁壁工事    |
| 姫路市                | 福泊調整池設置工事           |
| 日本郵便(株)            | 播磨山崎郵便局 模様替工事       |
| 社会福祉法人播磨福祉会        | 播磨保育園増築工事           |
| J R西日本不動産マネジメント(株) | J R神戸駅N Kビル 外壁修繕他工事 |
| 御国色素(株)            | 御国色素 妻鹿新工場造成工事      |

### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は604百万円（資産除去債務を除く。）であり、セグメント別では、建設事業において488百万円、住宅事業において115百万円であります。

その主なものは、連結子会社であるセキスイハイム山陽株式会社における住宅展示場の建設に伴う設備投資及び株式会社ヒョウ工務店における賃貸用不動産の取得であります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社において所要資金として、金融機関より1,400百万円（株式会社りそな銀行より500百万円、兵庫県信用農業協同組合連合会、株式会社みなと銀行、株式会社トマト銀行より各300百万円）の調達を行いました。

また、連結子会社である株式会社ヒョウ工務店において、賃貸用不動産の取得資金等として、金融機関より380百万円（姫路信用金庫より200百万円、株式会社みなと銀行より100百万円、株式会社中国銀行より80百万円）の調達を行いました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは成長戦略の観点から、収益力の向上、人材の確保と育成、企業価値の向上及び財務体質の強化を重要な課題と考えております。

その基本的な施策は以下のとおりであります。

##### ① 収益力の向上

###### ・原価率の低減

公共工事の削減等により激化する受注競争において、原価率の低減は当社にとっての重要課題であるものと認識し、各事業毎に原価率の目標を設定し、毎月の経営会議において分析を行っております。

###### ・経営の合理化

事業統合等による徹底した合理化・経費削減に取り組み、経営効率化を推進することにより、収益性・効率性が高い事業基盤を構築してまいります。

##### ② 人材の確保と育成

事業の安定化及び拡大を図るためには、優秀な人材を継続的に確保し、育成することが重要であると認識しております。業務に関する専門的スキルと全体を統括するマネジメント力を兼ね備えた人材を確保するため、教育研修・人材育成の充実に取り組んでまいります。

##### ③ 企業価値の向上

###### ・環境保護

環境保護に関しましては、さまざまな事業分野や日常業務において環境保護のための業務の遂行に、更に取り組めます。

###### ・顧客満足度の向上

個々の技術力向上などにより工事品質を更に高め、顧客のニーズに応えることにより、顧客満足度の向上を図ります。

##### ④ 財務体質の改善

安定した収益の確保を図るとともに、販売用不動産の早期売却などにより有利子負債の削減を着実にを行い、自己資本の充実を図ります。

株主の皆様におかれましては今後とも一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                          | 第 61 期<br>(2022年12月期) | 第 62 期<br>(2023年12月期) | 第 63 期<br>(2024年12月期) | 第 64 期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年12月期) |
|------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 受 注 高 (千円)                   | 24,495,236            | 34,625,576            | 22,342,274            | 25,730,851                         |
| 売 上 高 (千円)                   | 30,758,899            | 32,203,391            | 27,292,198            | 36,151,700                         |
| 経 常 利 益 (千円)                 | 1,181,040             | 1,330,695             | 1,155,032             | 2,560,538                          |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 (千円) | 734,690               | 839,527               | 658,231               | 1,571,726                          |
| 1 株当たり当期純利益 (円)              | 672.07                | 767.98                | 602.24                | 1,438.08                           |
| 総 資 産 (千円)                   | 30,998,703            | 30,118,560            | 32,571,464            | 38,882,459                         |
| 純 資 産 (千円)                   | 16,612,269            | 17,397,618            | 17,887,754            | 19,532,122                         |

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 61 期<br>(2022年12月期) | 第 62 期<br>(2023年12月期) | 第 63 期<br>(2024年12月期) | 第 64 期<br>(当事業年度)<br>(2025年12月期) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)      | 18,041,465            | 19,762,988            | 14,482,752            | 20,761,120                       |
| 経 常 利 益 (千円)    | 777,618               | 1,034,148             | 821,579               | 1,801,458                        |
| 当 期 純 利 益 (千円)  | 586,707               | 718,465               | 553,507               | 1,253,873                        |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 536.70                | 657.24                | 506.42                | 1,147.25                         |
| 総 資 産 (千円)      | 20,601,436            | 19,777,437            | 21,356,712            | 27,342,872                       |
| 純 資 産 (千円)      | 11,527,219            | 12,121,288            | 12,451,055            | 13,587,719                       |

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名          | 資 本 金     | 当社の議決権比率          | 主 要 な 事 業 内 容              |
|----------------|-----------|-------------------|----------------------------|
| セキスイハイム山陽株式会社  | 100,000千円 | 56.7%             | ユニット住宅建築・販売<br>ユニット住宅リフォーム |
| 株式会社リブライフ      | 80,000千円  | 100.0%<br>(70.0%) | 戸建住宅・宅地分譲<br>不動産物件の賃貸・管理   |
| 三樹エンジニアリング株式会社 | 20,000千円  | 100.0%            | ガス機器販売・施工                  |
| 株式会社ヒョウ工務店     | 60,000千円  | 100.0%            | 建 築 工 事                    |

(注) 当社の議決権比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。

### ③ 重要な関連会社の状況

| 会 社 名     | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-----------|----------|----------|---------------|
| ハイデッキ株式会社 | 16,500千円 | 29.6%    | 鋼 板 加 工 等     |

**(7) 主要な事業内容**（2025年12月31日現在）

当社グループは、建設事業（建築・土木・設備）及び住宅事業を主な事業とし、さらに各事業に関連する事業活動を展開しております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者「（特－４）第13346号」として国土交通大臣の許可を受け、建築・土木・設備ならびにこれらに関連する事業を行っております。

**(8) 主要な営業所**（2025年12月31日現在）

## ① 当社

|        |   |            |
|--------|---|------------|
| 本      | 店 | 兵庫県姫路市     |
| 神戸支    | 店 | 兵庫県神戸市中央区  |
| 大阪支    | 店 | 大阪府大阪市中央区  |
| 東京支    | 店 | 東京都品川区西五反田 |
| 北播磨営業所 |   | 兵庫県小野市     |

## ② 子会社

|                |           |
|----------------|-----------|
| セキスイハイム山陽株式会社  | 兵庫県姫路市    |
| 株式会社リブライフ      | 兵庫県姫路市    |
| 三樹エンジニアリング株式会社 | 兵庫県神戸市兵庫区 |
| 株式会社ヒョウ工務店     | 兵庫県神戸市北区  |

**(9) 従業員の状況**（2025年12月31日現在）

## ① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 590名 | 19名増        |

## ② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 305名 | 24名増      | 43.2歳 | 12.7年  |

**(10) 主要な借入先**（2025年12月31日現在）

| 借入先            | 借入金残高       |
|----------------|-------------|
| 株式会社三菱UFJ銀行    | 2,573,015千円 |
| 株式会社中国銀行       | 1,793,344千円 |
| 株式会社三井住友銀行     | 1,174,114千円 |
| 株式会社りそな銀行      | 1,131,256千円 |
| 株式会社みずほ銀行      | 1,080,000千円 |
| 株式会社みなと銀行      | 790,028千円   |
| 兵庫県信用農業協同組合連合会 | 780,000千円   |
| 株式会社トマト銀行      | 410,000千円   |
| 姫路信用金庫         | 260,308千円   |
| 株式会社山陰合同銀行     | 143,344千円   |
| 三井住友信託銀行株式会社   | 100,000千円   |

**(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数

4,000,000株
- (2) 発行済株式の総数

1,153,263株
- (3) 株主数

1,926名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名        | 持株数   | 持株比率  |
|------------|-------|-------|
| 三木佳美       | 167千株 | 15.3% |
| 三木博也       | 151千株 | 13.9% |
| 有限会社フレンド商会 | 70千株  | 6.5%  |
| 内藤征吾       | 34千株  | 3.1%  |
| 平野勝也       | 26千株  | 2.5%  |
| 福本久幸       | 24千株  | 2.3%  |
| 美樹工業社員持株会  | 23千株  | 2.2%  |
| 中田純夫       | 23千株  | 2.2%  |
| 三木立子       | 22千株  | 2.0%  |
| 中田知子       | 20千株  | 1.9%  |

（注）当社は、自己株式60,394株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年12月31日現在)

| 会 社 に お け る 地 位            | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                      |
|----------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 社 長<br>( 代 表 取 締 役 ) | 岡 田 尚 一 郎 | セキスイハイム山陽(株)取 締 役                                                 |
| 常 務 取 締 役                  | 山 下 直 彦   | 建 設 事 業 本 部 長<br>(株) ヒ ヨ ウ 工 務 店 取 締 役<br>(株) エ ス デ イ 設 計 室 取 締 役 |
| 常 務 取 締 役                  | 瀬 川 典 弘   | ガ ス 事 業 本 部 長<br>セキスイハイム山陽(株)取 締 役                                |
| 取 締 役                      | 園 田 学     |                                                                   |
| 取 締 役                      | 寺 本 真 裕 美 | 寺 本 社 会 保 険 労 務 士 事 務 所 代 表                                       |
| 取 締 役                      | 伊 藤 史 子   |                                                                   |
| 常 勤 監 査 役                  | 三 木 立 子   |                                                                   |
| 監 査 役                      | 和 泉 洋     | 和 泉 洋 税 理 士 事 務 所 代 表                                             |
| 監 査 役                      | 山 本 雅 春   | 公 認 会 計 士 山 本 雅 春 事 務 所 代 表                                       |

- (注) 1. 取締役 園田学、寺本真裕美及び伊藤史子の各氏は、社外取締役であります。  
なお、3氏は東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき独立役員として届け出ております。
2. 監査役 和泉洋及び山本雅春の両氏は、社外監査役であります。  
なお、両氏は東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき独立役員として届け出ております。
3. 監査役 和泉洋及び山本雅春の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 監査役 和泉洋氏は、税理士の資格を有しております。
  - ・ 監査役 山本雅春氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

| 氏 名     | 退 任 日        | 退任事由    | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況                                         |
|---------|--------------|---------|-------------------------------------------------------------|
| 魚 澤 誠 治 | 2025年 3 月25日 | 任 期 満 了 | 常務取締役<br>セキスイハイム山陽(株)監査役<br>三樹エンジニアリング(株)監査役<br>ハイデツキ(株)取締役 |
| 岡 成 一   | 2025年 3 月25日 | 任 期 満 了 | 取締役                                                         |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### イ. 固定報酬

職責の大きさに応じた役位ごとの、固定月額金銭報酬とします。

#### ロ. 業績連動賞与

短期のインセンティブ報酬として、総額を当期純利益（個別）の3%を目安とし、事業年度ごとの会社業績や個人評価等に基づき業績連動の金銭報酬を定時株主総会終了後に一括で支給します。業績連動賞与の報酬総額に対する構成比率は、概ね25%を目安に決定します。

#### ハ. 退職慰労金

役員退職慰労金規程に基づき、役員退任時の定時株主総会終了後に一括で支給します。

## ②当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分              | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)     |                   |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|---------------------|---------------------|-------------------|---------------|-----------------------|
|                  |                     | 固定報酬                | 業績連動賞与            | 退職慰労金         |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 123,015<br>(9,150)  | 89,190<br>(6,450)   | 21,700<br>(2,700) | 12,125<br>(-) | 8<br>(4)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 18,195<br>(6,800)   | 14,405<br>(4,800)   | 3,300<br>(2,000)  | 490<br>(-)    | 3<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 141,210<br>(15,950) | 103,595<br>(11,250) | 25,000<br>(4,700) | 12,615<br>(-) | 11<br>(6)             |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 株主総会の決議による取締役及び監査役の報酬等の定め

(取締役)

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| 株主総会の決議の日  | 2003年3月28日                               |
| 当該定めの内容の概要 | 年額200,000千円以内<br>(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。) |
| 当該定めに係る員数  | 7名                                       |

(監査役)

|            |              |
|------------|--------------|
| 株主総会の決議の日  | 2019年3月27日   |
| 当該定めの内容の概要 | 年額25,000千円以内 |
| 当該定めに係る員数  | 3名           |

3. 取締役会は、代表取締役社長岡田尚一郎氏に対し、各取締役の固定報酬の額及び業績連動賞与の配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性について確認しております。

## (6) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

- ・ 取締役寺本真裕美氏は、寺本社会保険労務士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役和泉洋氏は、和泉洋税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役山本雅春氏は、公認会計士山本雅春事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況

### イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

|            | 取締役会（13回開催） |      | 監査役会（13回開催） |      |
|------------|-------------|------|-------------|------|
|            | 出席回数        | 出席率  | 出席回数        | 出席率  |
| 取締役 園田 学   | 13回         | 100% | 一回          | －%   |
| 取締役 寺本 真裕美 | 13回         | 100% | 一回          | －%   |
| 取締役 伊藤 史子  | 10回         | 100% | 一回          | －%   |
| 監査役 和 泉 洋  | 13回         | 100% | 13回         | 100% |
| 監査役 山本 雅春  | 13回         | 100% | 13回         | 100% |

（注）取締役伊藤史子氏は、2025年3月25日開催の第63期定時株主総会において新たに選任され就任したため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。

### ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・社外取締役園田学氏は、取締役会に出席し、経営者及び監査役としての経験に基づき必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言や提言を行っております。また、同様の観点で指名・報酬諮問委員会の委員として役員の人事・報酬の審議に携わり、助言、提言を行うなど、社外取締役に期待される役割を果たしております。
- ・社外取締役寺本真裕美氏は、取締役会に出席し、経営者及び不動産関連事業に携わられた経験に基づき必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言や提言を行っております。また、同様の観点で指名・報酬諮問委員会の委員として役員の人事・報酬の審議に携わり、助言、提言を行うなど、社外取締役に期待される役割を果たしております。
- ・社外取締役伊藤史子氏は、取締役会に出席し、労務関連の豊富な経験と高い見識に基づき必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言や提言を行っております。また、同様の観点で指名・報酬諮問委員会の委員として役員の人事・報酬の審議に携わり、助言、提言を行うなど、社外取締役に期待される役割を果たしております。
- ・各社外監査役は取締役会に出席し、監査役和泉洋氏は税理士としての、監査役山本雅春氏は公認会計士としての、専門的・独立的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言や提言を行っております。また、監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の業務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                        | 報酬等の額    |
|----------------------------------------|----------|
| 1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 |          |
| (1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額            | 29,000千円 |
| (2) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額       | －千円      |
| 2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会議案の内容を決定し、取締役会は当該決議に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、「業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）に関する基本方針」を次のとおり定めております。

### (1) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - i 当社及び子会社の取締役及び使用人は、業務の執行に当たり、関係法令及び社内規程等を遵守し、公正で健全な事業活動を行います。
  - ii 上記を徹底するため、「美樹工業グループ行動規範」を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知し、同規範に基づき、法令の遵守と公正な事業運営に万全を期します。
  - iii 内部監査を行う内部監査室は、毎年、内部監査規程及び内部監査計画に基づき、監査役との緊密な連携を保ちつつ、社内各部門の法令及び社内規程等の遵守状況を含む監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告するとともに、改善を要する事項等がある場合には当該部門に指示します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - i 経営の意思決定及び業務の執行に係る議事録等の文書その他の情報については、法令及び社内規程等に従い適切に作成、保存及び管理（廃棄を含む）を行います。
  - ii 上記に当たっては、営業情報（販売情報等）の管理、重要な内部情報の管理（適時開示を含む）及び個人情報の保護に万全の注意を払います。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - i 当社及び子会社の取締役及び執行役員は、リスク管理のための体制や施策等を整備する権限と責任を有し、管理部門担当役員は当社のリスク管理に対する取り組みを横断的に推進します。
  - ii 「リスク管理規程」を制定し、当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底することで、リスクの発生防止に努めるとともに、重大なリスクが発生した場合は、当該管理規程に基づき対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行います。
  - iii 事業計画の策定や設備投資計画の立案に当たっては、事業運営や投資に伴うリスクを適切に把握し、それに対する対応策を課題として織り込むように努めます。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、別途経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会決議により執行決定を行います。また、取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」を設置し、取締役の指名・報酬等に係る公平性・透明性及び客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図っております。
  - ii 取締役会は、当社及び当社グループに関する特に重要な事項の意思決定を行うほか、経営方針、戦略、計画の審議・決定を行います。  
執行役員は、取締役会から職務の委嘱を受け、権限委譲された範囲の職務の執行に関し責任を負います。
  - iii 取締役及び執行役員の職務分担を明確にし、業務分掌や職務権限に係る社内規程を設け、役割分担や指揮命令関係などを通じて業務の効率的な遂行を図ります。
  - iv 係る体制の下、会社の現状と事業環境に即応した機動的な意思決定と業務執行を行います。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i 当社グループの事業遂行内容については、当社担当部門が窓口となり定期的な報告を受け、また重要案件については当社と事前協議を行い意思の疎通を図るよう努めております。
  - ii 内部監査室は、当社グループが法令及び社内規程等に違反していないか確認するために定期的に監査を行っております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき専任の使用人（単なる事務処理を行う者ではなく、監査業務を実際に遂行する者をいう。以下同じ）を要請した場合、監査役と協議の上、使用人を設置する等、しかるべき対応を行います。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人は業務を遂行するにあたり、取締役からの指揮命令を受けないものとします。
  - ii 当該使用人の人事・異動については、事前に監査役の承認を得るものとします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告するための体制
- i 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告又は情報の提供を行うものとします。

- ii 取締役及び使用人は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事実があることを発見した時は、直ちに当該事実を監査役会又は監査役に報告するものとします。
- iii 取締役が監査役会又は監査役に報告すべき事項を両者の協議により定めております。
- ⑨ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役会又は監査役に報告するための体制
  - i 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告又は情報の提供を行うものとします。
  - ii 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事実があることを発見した時は、直ちに当該事実を監査役会又は監査役に報告するものとします。
  - iii 子会社の取締役が監査役会又は監査役に報告すべき事項を両者の協議により定めております。
- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 

監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底しております。
- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 

監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係ないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。
- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - i 監査役は各種の重要会議へ出席し、関係会社を含む関係部署の調査、重要案件の決裁書の確認などにより、その権限が支障なく行使できる社内体制を当社グループ全体に確立しております。
  - ii 監査役会では、社外監査役を含め、相互の情報提供や意見交換を十分に行います。また、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うことにより、代表取締役との相互認識を深めております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記業務の適正を確保するための体制については、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

## (3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「美樹工業グループ行動規範」を定め、反社会的勢力と関係遮断を宣言するとともに、社内研修を通じて社員に啓蒙活動を行っております。また、総務部が対応窓口となり、警察や弁護士等の外部専門機関からの情報を活用し、反社会的勢力との取引等の未然防止に努めております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当に関しまして、株主還元を経営上の重要課題の一つと考え、連結配当性向30%以上を基準に、安定的な配当の実施及び将来の事業拡大のための内部留保などを勘案して決定することを基本方針としております。

また、内部留保につきましては、積極的な投資と事業基盤の拡充を通じて企業価値の持続的向上を図り、その成果を株主の皆様へ還元できるよう努めます。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会であります。内部留保資金につきましては、業界環境の厳しい中、財務体質の強化に加え、業績向上及び将来の成長に不可欠な、設備投資、投融資等の資金需要に備える所存であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

---

(注) 事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                 |                   |
|------------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                     | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>21,078,346</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>14,400,959</b> |
| 現 金 預 金                | 2,794,593         | 工 事 未 払 金               | 2,184,900         |
| 受取手形・完成工事未収入金等         | 8,684,882         | 短 期 借 入 金               | 5,520,000         |
| 棚 卸 資 産                | 8,647,117         | 1 年 内 償 還 予 定 の 社 債     | 300,000           |
| 預 け 金                  | 243,274           | 1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金 | 1,992,300         |
| そ の 他                  | 742,077           | リ ー ス 債 務               | 62,817            |
| 貸 倒 引 当 金              | △33,600           | 未 払 法 人 税 等             | 562,023           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>17,804,113</b> | 未 成 工 事 受 入 金           | 2,051,564         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>15,363,774</b> | 賞 与 引 当 金               | 251,121           |
| 建 物 ・ 構 築 物            | 4,159,717         | 役 員 賞 与 引 当 金           | 26,000            |
| 機 械 ・ 運 搬 具            | 803,137           | 完 成 工 事 補 償 引 当 金       | 31,481            |
| 工 具 器 具 ・ 備 品          | 720,870           | 工 事 損 失 引 当 金           | 994               |
| 土 地                    | 9,530,900         | 預 り の 金                 | 298,398           |
| リ ー ス 資 産              | 129,668           | そ の 他                   | 1,119,357         |
| 建 設 仮 勘 定              | 19,480            | <b>固 定 負 債</b>          | <b>4,949,377</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>203,782</b>    | 長 期 借 入 金               | 2,723,109         |
| の れ ん                  | 163,335           | リ ー ス 債 務               | 78,010            |
| リ ー ス 資 産              | 17,187            | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 924,259           |
| そ の 他                  | 23,259            | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 190,078           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>2,236,556</b>  | 資 産 除 去 債 務             | 704,484           |
| 投 資 有 価 証 券            | 1,025,378         | そ の 他                   | 329,435           |
| 繰 延 税 金 資 産            | 471,957           | <b>負 債 合 計</b>          | <b>19,350,337</b> |
| そ の 他                  | 748,967           | <b>純 資 産 の 部</b>        |                   |
| 貸 倒 引 当 金              | △9,747            | 株 主 資 本                 | 16,875,947        |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>38,882,459</b> | 資 本 金                   | 764,815           |
|                        |                   | 資 本 剰 余 金               | 705,825           |
|                        |                   | 利 益 剰 余 金               | 15,517,436        |
|                        |                   | 自 己 株 式                 | △112,129          |
|                        |                   | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 349,086           |
|                        |                   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 353,611           |
|                        |                   | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △4,524            |
|                        |                   | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>    | <b>2,307,089</b>  |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>19,532,122</b> |
|                        |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>    | <b>38,882,459</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 こ 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

## 連結損益計算書

( 2025年 1 月 1 日から  
2025年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |            |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 36,151,700 |
| 売上原価            |         | 28,168,962 |
| 売上総利益           |         | 7,982,738  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 5,399,459  |
| 営業利益            |         | 2,583,279  |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息            | 8,917   |            |
| 受取配当金           | 15,995  |            |
| 持分法による投資利益      | 7,996   |            |
| その他             | 40,021  | 72,930     |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 88,845  |            |
| その他             | 6,826   | 95,671     |
| 経常利益            |         | 2,560,538  |
| 特別利益            |         |            |
| 固定資産売却益         | 37,945  | 37,945     |
| 特別損失            |         |            |
| 固定資産除却損         | 108     | 108        |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 2,598,375  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 936,558 |            |
| 法人税等調整額         | △77,801 | 858,757    |
| 当期純利益           |         | 1,739,617  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 167,891    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 1,571,726  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

( 2025年 1 月 1 日から  
2025年12月31日まで )

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |           |            |          |            |
|------------------------------|---------|-----------|------------|----------|------------|
|                              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式  | 株主資本合計     |
| 当連結会計年度期首残高                  | 764,815 | 705,825   | 14,218,945 | △111,439 | 15,578,146 |
| 当連結会計年度変動額                   |         |           |            |          |            |
| 剰 余 金 の 配 当                  |         |           | △273,235   |          | △273,235   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益      |         |           | 1,571,726  |          | 1,571,726  |
| 自 己 株 式 の 取 得                |         |           |            | △690     | △690       |
| 株主資本以外の項目の当<br>連結会計年度変動額(純額) |         |           |            |          |            |
| 当連結会計年度変動額合計                 | －       | －         | 1,298,491  | △690     | 1,297,800  |
| 当連結会計年度末残高                   | 764,815 | 705,825   | 15,517,436 | △112,129 | 16,875,947 |

|                              | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                  |                                 | 非支配株主持分   | 純 資 産 合 計  |
|------------------------------|-----------------------|------------------|---------------------------------|-----------|------------|
|                              | その他有価証券<br>評価差額金      | 退職給付に係る<br>調整累計額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |           |            |
| 当連結会計年度期首残高                  | 187,811               | △26,068          | 161,743                         | 2,147,864 | 17,887,754 |
| 当連結会計年度変動額                   |                       |                  |                                 |           |            |
| 剰 余 金 の 配 当                  |                       |                  |                                 |           | △273,235   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益      |                       |                  |                                 |           | 1,571,726  |
| 自 己 株 式 の 取 得                |                       |                  |                                 |           | △690       |
| 株主資本以外の項目の当<br>連結会計年度変動額(純額) | 165,799               | 21,543           | 187,342                         | 159,225   | 346,567    |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 165,799               | 21,543           | 187,342                         | 159,225   | 1,644,368  |
| 当連結会計年度末残高                   | 353,611               | △4,524           | 349,086                         | 2,307,089 | 19,532,122 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集、  
ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                 |                   |
|------------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                     | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>15,670,946</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>10,432,028</b> |
| 現 金 預 金                | 1,587,463         | 工 事 未 払 金               | 1,555,425         |
| 受 取 手 形                | 116,402           | 短 期 借 入 金               | 5,370,000         |
| 完 成 工 事 未 収 入 金        | 7,822,527         | 1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金 | 1,624,992         |
| 販 売 用 不 動 産            | 4,905,032         | リ ー ス 債 務               | 18,589            |
| 商 品                    | 2,290             | 未 払 金                   | 161,794           |
| 未 成 工 事 支 出 金          | 672,800           | 未 払 費 用                 | 60,651            |
| 材 料 貯 蔵 品              | 74,496            | 未 払 法 人 税 等             | 536,195           |
| 前 払 費 用                | 60,938            | 未 払 消 費 税 等             | 86,718            |
| 未 収 入 金                | 183,791           | 未 成 工 事 受 入 金           | 230,834           |
| そ の 他                  | 278,203           | 預 り 金                   | 158,731           |
| 貸 倒 引 当 金              | △33,000           | 賞 与 引 当 金               | 137,260           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>11,671,925</b> | 役 員 賞 与 引 当 金           | 25,000            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>9,278,181</b>  | 完 成 工 事 補 償 引 当 金       | 5,100             |
| 建 物                    | 2,924,583         | そ の 他                   | 460,734           |
| 構 築 物                  | 119,968           | <b>固 定 負 債</b>          | <b>3,323,124</b>  |
| 機 械 及 び 装 置            | 803,137           | 長 期 借 入 金               | 2,126,264         |
| 車 輜 運 搬 具              | 0                 | リ ー ス 債 務               | 1,222             |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品      | 679,826           | 退 職 給 付 引 当 金           | 253,089           |
| 土 地                    | 4,745,967         | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 101,969           |
| リ ー ス 資 産              | 4,699             | 資 産 除 去 債 務             | 651,088           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>32,540</b>     | そ の 他                   | 189,490           |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 6,982             | <b>負 債 合 計</b>          | <b>13,755,152</b> |
| リ ー ス 資 産              | 17,187            | <b>純 資 産 の 部</b>        |                   |
| そ の 他                  | 8,370             | 株 主 資 本                 | 13,252,111        |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>2,361,203</b>  | 資 本 金                   | 764,815           |
| 投 資 有 価 証 券            | 712,039           | 資 本 剰 余 金               | 705,825           |
| 関 係 会 社 株 式            | 1,108,791         | 資 本 準 備 金               | 705,825           |
| 繰 延 税 金 資 産            | 128,739           | 利 益 剰 余 金               | 11,893,600        |
| そ の 他                  | 421,381           | 利 益 準 備 金               | 17,368            |
| 貸 倒 引 当 金              | △9,747            | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 11,876,231        |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>27,342,872</b> | 別 途 積 立 金               | 5,000,000         |
|                        |                   | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 6,876,231         |
|                        |                   | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△112,129</b>   |
|                        |                   | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 335,608           |
|                        |                   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 335,608           |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>13,587,719</b> |
|                        |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>    | <b>27,342,872</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

( 2025年 1 月 1 日から  
2025年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |            |
|--------------|------------|------------|
| 売上高          | 17,221,635 | 20,761,120 |
| 完成工事高        | 3,539,484  |            |
| 不動産事業等売上高    |            |            |
| 売上原価         | 14,216,853 | 16,919,758 |
| 完成工事原価       | 2,702,904  |            |
| 不動産事業等売上原価   |            |            |
| 売上総利益        |            | 3,841,361  |
| 販売費及び一般管理費   |            | 2,028,361  |
| 営業利益         |            | 1,812,999  |
| 営業外収益        |            |            |
| 受取利息         | 387        |            |
| 受取配当金        | 30,402     |            |
| その他の         | 32,748     | 63,538     |
| 営業外費用        |            |            |
| 支払利息         | 74,835     |            |
| その他の         | 244        | 75,079     |
| 経常利益         |            | 1,801,458  |
| 特別利益         |            |            |
| 固定資産売却益      | 37,945     | 37,945     |
| 特別損失         |            |            |
| 固定資産除却損      | 50         | 50         |
| 税引前当期純利益     |            | 1,839,354  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 641,992    |            |
| 法人税等調整額      | △56,511    | 585,481    |
| 当期純利益        |            | 1,253,873  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集、通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

( 2025年 1 月 1 日から  
2025年12月31日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |         |              |           |              |                  |              |          |             |
|-------------------------|---------|---------|--------------|-----------|--------------|------------------|--------------|----------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金   |              | 利 益 剰 余 金 |              |                  |              | 自己株式     | 株主資本<br>合 計 |
|                         |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金     |                  | 利益剰余金<br>合 計 |          |             |
|                         |         |         |              |           | 別 途<br>積 立 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |              |          |             |
| 当 期 首 残 高               | 764,815 | 705,825 | 705,825      | 17,368    | 5,000,000    | 5,895,594        | 10,912,962   | △111,439 | 12,272,163  |
| 当 期 変 動 額               |         |         |              |           |              |                  |              |          |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |         |              |           |              | △273,235         | △273,235     |          | △273,235    |
| 当 期 純 利 益               |         |         |              |           |              | 1,253,873        | 1,253,873    |          | 1,253,873   |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |         |              |           |              |                  |              | △690     | △690        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |         |              |           |              |                  |              |          |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | －       | －            | －         | －            | 980,637          | 980,637      | △690     | 979,947     |
| 当 期 末 残 高               | 764,815 | 705,825 | 705,825      | 17,368    | 5,000,000    | 6,876,231        | 11,893,600   | △112,129 | 13,252,111  |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------|------------------|------------------------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |            |
| 当 期 首 残 高               | 178,891          | 178,891                | 12,451,055 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                        |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                        | △273,235   |
| 当 期 純 利 益               |                  |                        | 1,253,873  |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                  |                        | △690       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 156,717          | 156,717                | 156,717    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 156,717          | 156,717                | 1,136,664  |
| 当 期 末 残 高               | 335,608          | 335,608                | 13,587,719 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

美樹工業株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人  
大阪事務所

|                        |           |         |
|------------------------|-----------|---------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 稲 積 博 則 |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 西 田 直 樹 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、美樹工業株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、美樹工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集、通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

美樹工業株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人  
大阪事務所

|                        |           |         |
|------------------------|-----------|---------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 稲 積 博 則 |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 西 田 直 樹 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、美樹工業株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月27日

美樹工業株式会社 監査役会

常勤監査役 三 木 立 子 ㊞

監 査 役 和 泉 洋 ㊞

監 査 役 山 本 雅 春 ㊞

(注) 監査役 和泉洋及び監査役 山本雅春は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、株主の皆様への安定配当の維持を基本としており、将来の事業展開に備える内部留保を勘案して成果の配分を行うこととし、次のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金200円（うち普通配当150円、特別配当50円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、218,573,800円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月27日といたしたいと存じます。

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加、削除及び変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現行定款                                                    | 変更案                                                       |
|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| （目的）<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                        | （目的）<br>第2条 （現行どおり）                                       |
| 1.～12. （条文省略）                                           | 1.～12. （現行どおり）                                            |
| <u>13. ゴルフ場の経営</u>                                      | （削除）                                                      |
| <u>14. 美術に関する施設の運営ならびにこれらに関する事業</u>                     | <u>13. 美術に関する施設の運営ならびにこれらに関する事業</u>                       |
| <u>15. 職業教育訓練施設の運営</u>                                  | <u>14. 職業教育訓練施設の運営</u>                                    |
| <u>16. 食堂・レストラン・喫茶店の経営</u>                              | （削除）                                                      |
| <u>17. 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務</u> | <u>15. 再生可能エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務</u> |
| （新設）                                                    | <u>16. 再生可能エネルギー等を利用した発電設備の開発、販売および設置</u>                 |
| （新設）                                                    | <u>17. 各種蓄電池設備を活用した電力の貯蔵、需給調整に関する事業</u>                   |
| （新設）                                                    | <u>18. 各種蓄電池設備の設置、運用および設置促進に関するコンサルティング事業</u>             |
| （新設）                                                    | <u>19. 信託契約に基づく不動産信託受益権の取得、管理、保有および処分</u>                 |
| <u>18. 上記各号に附帯する一切の業務</u>                               | <u>20. （現行どおり）</u>                                        |

### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬諮問委員会の答申を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名                             | 現在の当社における<br>地 位 及 び 担 当   | 候補者属性    |
|-----------|---------------------------------|----------------------------|----------|
| 1         | 【再任】 お か だ しょういちろう<br>岡 田 尚一郎   | 代 表 取 締 役 社 長              |          |
| 2         | 【再任】 や ま し た な お ひ こ<br>山 下 直 彦 | 常 務 取 締 役<br>建 設 事 業 本 部 長 |          |
| 3         | 【再任】 せ が わ の り ひ ろ<br>瀬 川 典 弘   | 常 務 取 締 役<br>ガ ス 事 業 本 部 長 |          |
| 4         | 【再任】 そ の だ ま な ぶ<br>園 田 学       | 取 締 役                      | 社 外 独立役員 |
| 5         | 【再任】 て ら も と ま ゆ み<br>寺 本 真裕美   | 取 締 役                      | 社 外 独立役員 |
| 6         | 【再任】 い と う ふ み こ<br>伊 藤 史 子     | 取 締 役                      | 社 外 独立役員 |
| 7         | 【新任】 い け ば た ま さ と し<br>池 畑 正 俊 | 執 行 役 員<br>管 理 本 部 長       |          |

## ■取締役候補者のスキルマトリックスについて

当社取締役会が果たしていくべき監督機能を継続的に向上させることを目的に、取締役が保有するスキルをマトリックス化し、以下のとおり開示します。

| 氏 名                        | 性別 | 建築 | 土木 | 設備 | 不動産<br>開発 | 新規<br>事業 | 営業 | 財務<br>会計 | 法務<br>コンプ<br>ラ<br>イ<br>ア<br>ン<br>ス | 企業<br>経営 |
|----------------------------|----|----|----|----|-----------|----------|----|----------|------------------------------------|----------|
| お か だ しやういちろう<br>岡 田 尚一郎   | 男性 | ○  | ○  | ○  | ○         | ○        | ○  | ○        |                                    | ○        |
| や ま し た な お ひ こ<br>山 下 直 彦 | 男性 | ○  | ○  | ○  |           |          | ○  |          |                                    | ○        |
| せ が わ の り ひ ろ<br>瀬 川 典 弘   | 男性 |    | ○  | ○  |           |          |    |          | ○                                  | ○        |
| そ の だ まなぶ<br>園 田 学         | 男性 | ○  |    |    | ○         | ○        |    |          |                                    | ○        |
| て ら も と ま ゆ み<br>寺 本 真裕美   | 女性 |    |    |    | ○         |          |    |          | ○                                  | ○        |
| い と う ふ み こ<br>伊 藤 史 子     | 女性 |    |    |    |           |          |    |          | ○                                  |          |
| い け ば た ま さ と し<br>池 畑 正 俊 | 男性 |    |    |    |           |          |    | ○        | ○                                  | ○        |

| 候補者<br>番 号                                                                                         | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1                                                                                                  | お か だ しやういちろう<br>岡 田 尚 一 郎<br>(1956年10月25日生) | 1989年 7 月 当社入社<br>1998年 7 月 建築土木営業部長<br>2002年 1 月 執行役員<br>2004年 3 月 取締役<br>2005年 3 月 常務取締役<br>2006年 4 月 建設事業本部長<br>2008年 5 月 代表取締役専務取締役<br>2010年 3 月 代表取締役社長<br>2014年10月 株式会社リブライフ<br>建設事業部営業部長<br>2015年 3 月 当社代表取締役社長（現任）<br>2015年 4 月 セキスイハイム山陽株式会社<br>取締役（現任） | 6,055株      |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>岡田尚一郎氏は、当社の代表取締役として事業を牽引してきた実績と経営全般にわたる豊富な見識を持つことから、取締役として選任をお願いするものであります。 |                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |
| 2                                                                                                  | やました なおひこ<br>山 下 直 彦<br>(1972年 1 月22日生)      | 1994年 4 月 当社入社<br>2009年 1 月 建設事業本部次長<br>2016年 1 月 大阪営業所部長<br>2017年 1 月 執行役員及び建設事業本部長（現任）<br>2019年 3 月 取締役<br>2023年 3 月 常務取締役（現任）<br>2024年 1 月 株式会社エスデイ設計室取締役（現任）<br>2024年 8 月 株式会社ヒョウ工務店取締役（現任）                                                                  | 700株        |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>山下直彦氏は、入社以来、主として建築工事部門を担当しており、当社の業務に精通していることから、取締役として選任をお願いするものであります。      |                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |

招集、  
ご通知

事業  
報告

連結  
計算書類

計算  
書類

監査  
報告

株主総会  
参考書類

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                                                                                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式の数 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3          | せ が わ の り ひ ろ<br>瀬 川 典 弘<br>(1974年11月18日生)                                                                           | 2003年 3 月 当社入社<br>2015年 3 月 道路事業部長<br>2018年 1 月 土木事業部長<br>2018年 7 月 執行役員及び導管事業本部長<br>2020年 3 月 取締役<br>2024年 1 月 ガス事業本部長（現任）<br>2024年 5 月 株式会社リブライフ取締役<br>2025年 3 月 当社常務取締役（現任）<br>2025年 4 月 セキスイハイム山陽株式会社<br>取締役（現任） | 600株        |
|            | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>瀬川典弘氏は、入社以来、主として土木工部門を担当しており、当社の業務に精通していることから、取締役として選任をお願いするものであります。                         |                                                                                                                                                                                                                      |             |
| 4          | そ の だ ま な ぶ<br>園 田 学<br>(1955年 4 月 8 日生)                                                                             | 1980年 4 月 株式会社神戸製鋼所入社<br>2000年 1 月 同社業務部担当部長<br>御崎プロジェクト室室長<br>2009年 6 月 神鋼不動産株式会社 取締役<br>2016年 6 月 同社常勤監査役<br>2020年 3 月 当社取締役（現任）<br>2025年 4 月 一般社団法人生産技術振興協会<br>参与（現任）                                             | 一株          |
|            | <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>園田学氏は、会社経営及び監査役に携わられた豊富な経験と高い見識に基づき、適切な助言を得られると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                      |             |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                   | 略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式の数 |
|------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 5          | てらもと まゆみ<br>寺 本 真裕美<br>(1959年11月3日生) | 1983年 4 月 株式会社長谷川工務店（現 株式会社長谷工コーポレーション）入社<br>2013年 4 月 株式会社長谷エライフ 執行役員<br>2016年 4 月 同社取締役及び常務執行役員<br>2017年10月 株式会社長谷工管理ホールディングス 執行役員<br>2018年 4 月 同社常務執行役員<br>2019年 7 月 寺本社会保険労務士事務所代表（現任）<br>2020年 3 月 当社取締役（現任）<br>2025年 6 月 株式会社加地テック取締役（現任） | －株          |
|            |                                      | 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br>寺本真裕美氏は、会社経営及び不動産関連事業に携わられた豊富な経験と高い見識に基づき、適切な助言を得られると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。                                                                                                                             |             |
| 6          | いとう ふみこ<br>伊 藤 史 子<br>(1967年4月16日生)  | 1992年 4 月 労働省（現 厚生労働省）入省<br>2021年 4 月 兵庫県立男女共同参画センター 主任女性活躍推進専門員<br>2024年10月 株式会社NKC入社（現在に至る）<br>2025年 3 月 当社取締役（現任）                                                                                                                            | －株          |
|            |                                      | 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br>伊藤史子氏は、厚生労働省職員として各地の様々な業種や規模の企業から得たダイバーシティ・働き方改革の取組みを多数把握し、労働法等の知見も有しておられます。このような豊富な経験と高い見識に基づき、適切な助言を得られると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。                                                                       |             |

招集  
ご通知

事業  
報告

連結  
計算書類

計算  
書類

監査  
報告

株主総会  
参考書類

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                                                                                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式の数 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| ※<br>7     | いけ ばた まさ とし<br>池 畑 正 俊<br>(1964年1月26日生)                                                                                   | 2013年 4 月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社<br>三菱UFJ銀行）融資部審査室(大阪)室長<br>2015年11月 株式会社徳島大正銀行<br>執行役員営業企画部長<br>2024年 7 月 当社入社 執行役員（現任）及び総務部長<br>2025年 1 月 管理本部長（現任）<br>2025年 4 月 セキスイハイム山陽株式会社<br>監査役（現任） | 200株        |
|            | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>池畑正俊氏は、金融機関で培った財務・経営に関する高度な知見と、当社管理本部長としての実務経験を踏まえ、当社経営に資する役割を果たし得ると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                           |             |

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 園田学氏、寺本真裕美氏及び伊藤史子氏は、社外取締役候補者であります。

当社は、園田学氏、寺本真裕美氏及び伊藤史子氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ており、3氏が取締役に再任され就任した場合は、3氏は引き続き独立役員となる予定であります。

4. 園田学氏及び寺本真裕美氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、6年であります。また、伊藤史子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、1年であります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 【ご参考】

当社は、取締役会の更なる実効性の確保及び機能向上を目的として、2025年度の、取締役会の実効性に関する分析・評価を行い、その結果について、取締役会に報告の上、十分な議論を行いました。

### I. 評価の枠組み・手法

#### 1. 対象者

全ての取締役（6名）及び監査役（3名） ※2025年12月時点の現任

#### 2. 実施方法

アンケートを実施しました。（回答は匿名）

#### 3. 評価項目

（1）取締役会の構成と運営

（2）経営戦略と事業戦略

（3）企業倫理とリスク管理

（4）経営陣の評価・報酬

（5）株主等との対話

#### 4. 評価プロセス

アンケートの回答内容に基づき、取締役会において審議を実施しました。

### II. 評価結果の概要

取締役会として審議を行い、全体として概ね実効性のある取締役会の運営がされていることが確認されておりますが、経営戦略や重要案件の審議において、より多様な担当者の意見を把握することの有用性について指摘があったほか、企業倫理及びリスク管理に関する取組みについても引き続き理解促進を図る観点から意見交換が行われましたので、今回の評価・レビューを参考に、当社は取締役会の実効性の維持・向上に取り組んでまいります。

#### 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の株式譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てる報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を下記のとおり導入することといたしたく存じます。

当社の取締役の報酬限度額は、2003年3月28日開催の第41期定時株主総会において、年額200,000千円以内とご承認いただいております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、従来の取締役の報酬限度額とは別枠で対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額25,000千円以内と設定すること、及び、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については指名・報酬委員会への諮問と答申を経て取締役会において決定することにつき、皆様のご承認をお願いしたいと存じます。また、現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合は7名（うち社外取締役3名）となります。

##### 1. 譲渡制限付株式の割り当て及び払込み

本制度において、会社は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付し、譲渡制限付株式の割り当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、譲渡制限付株式の割り当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、当該金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

##### 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の上限は年2,000株とします。但し、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割、株式無償割当て又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割り当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割り当てを受けた対象取締役は、割り当てを受けた日から当該対象取締役が当社の取締役の地位から退任する日、又は、当該割り当てを受けた日が属する当社の事業年度に係る有価証券報告書（当該割り当てを受けた日が事業年度開始後6か月以内の日である場合は当該事業年度に係る半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割り当てを受けた当社普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

#### (2) 譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の割り当てを受けた対象取締役が、当社取締役会が定める期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間が満了する前に上記（1）の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

#### (3) 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち上記（1）の本譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてもなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

#### (5) その他の事項

譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

#### 4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は2021年2月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告15頁に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本譲渡制限付株式の割り当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は総会で承認された年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数（自己株式を除く。）に占める割合は0.18%（10年間に亘り、本譲渡制限付株式を上限となる株数を発行した場合における発行済株式総数（自己株式を除く。）に占める割合は1.83%）とその希釈化は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：兵庫県姫路市南駅前町100番  
ホテル日航姫路 3階 光琳の間  
TEL 079-222-2231  
交通：ＪＲ姫路駅南口より徒歩約1分

